

令和4年(厚)第591号

令和5年11月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、網膜色素変性(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害給付の裁定を請求した。なお、本件裁定請求書には、本件傷病の発生した日は「平成〇年〇月頃」、初診日は「平成〇年〇月〇日」であると記載されている。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件傷病の発病日は昭和〇年頃であり、厚生年金保険の被保険者であった間に発した傷病に該当しないとの理由により、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害厚生年金の支給を受けるためには、
 - ① 障害の原因となった傷病(その障害

の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病を含む。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)が昭和61年4月1日以後であり、かつ、その初診日において厚生年金保険の被保険者であること、又はその障害の原因となった傷病の発生した日(以下「発病日」という。)が昭和61年4月1日前であり、かつ、その発病日において厚生年金保険の被保険者であること、② 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月(当該初診日が平成3年5月1日前にある傷病による障害については、初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月をいう。)の前月。以下同じ。)までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、当該初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること、そして、③ 障害認定日又は裁定請求日におけるその傷病による障害の状態が厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度以上に該当していることが必要とされている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分をしたことに対し、請求人は、本件傷病の当初の初診日が20歳に達する前の昭和〇年〇月〇日であることを認めた上で、要旨、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇年〇か月の期間において、本件傷病に関する医療機関への受診はなく、視覚障害による工作上及び生活上の支障が生じていなかったとして、当該期間をもっていわゆる社会的治癒が認められるから、本件傷病の初診日は、本件傷病により医療機関への受診を再開した平成〇年〇月〇日であると主張し、それを

前提とした障害給付の支給を求めているのであるから、本件で検討すべき問題点は、請求人の当該主張に理由があるかどうかである。

第2 当審査会の判断

1 初診日に関する証明資料は、国民年金法及び厚生年金保険法が発病又は受傷の日でなく、初診日を障害給付の受給要件判断の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師（歯科医師を含む。）若しくは医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料でなければならないと解するのが相当である。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するため、の尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としている。加えて、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相当である。

また、社会保険の運用上、過去の傷病が治癒した後再び悪化した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病として取り扱い、治癒が認められない場合は、過去の傷病と同一傷病が継続しているものとして取り扱われるところ、ここでいう治癒とは、医学的に厳密な意味での治癒のみでなく、いわゆる「社会的治癒」を含むものと解される。そして、「社会的治癒」とは、傷病が医学的な意味では治癒したとはいえないが、臨床的にその症状がなくなったか又は悪化のおそれのない

状態に固定して、その傷病について医療（予防的医療を除く。）を行う必要がないと判断される場合であって、このような状態が相当期間継続し、その間、通常の労務に服するなど健常者に準ずる社会復帰をすることができたときには、治癒と同様とみなし、その後新たな傷病を発病したものとして取り扱うことが許されるという考え方であり、当審査会もこれを是認しているところである。

2 本件についてこれを見ると、a病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る令和〇年〇月〇日付け診断書、A医師作成の令和〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付け診断書には、障害の原因となった傷病名として本件傷病が掲げられ、傷病の発生年月日は「平成〇年〇月頃 本人の申立て（R〇年〇月〇日）」、初めて医師の診療を受けた日は「平成〇年〇月〇日 本人の申立て（R〇年〇月〇日）」、傷病の原因又は誘因は「疾病初診年月日（平成〇年〇月〇日）」、診断書作成医療機関における初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、その時の所見は「視力 右0.08（矯正0.09）左0.09（矯正0.09）眼底に網膜色素変性を認める。」、現在までの治療内容、期間、経過等として「外来通院にて経過観察」と記載されている。

a病院の診療録によれば、同病院での診療開始は、昭和〇年〇月〇日であり、本件傷病をはじめ白内障、雑性乱視等に対する治療が行われていたことが認められ、また、〇〇市が請求人に交付した身体障害者手帳によれば、「平成〇年〇月〇日 再交付」、身体障害者等級表「1級」、障害名「疾病による視力右眼手動弁 左眼手動弁」、旧手帳の交付年月日は「平成〇年〇月〇日交付」と記載されている。

そして、再審査請求代理人が代筆し作成した病歴・就労状況等申立書によれば、請求人は、小学校に入る頃から見えづらさがあり、昭和〇年〇月〇日からa病院に受診し、経過観察となっていたところ、中学〇年時に〇〇盲学校に編入となり、

昭和○年○月○日に障害者手帳（５級）の交付を受け、○○盲学校高等部に進学して、あんま・マッサージ・指圧師の免許を取得したことなどを申し立てている。

これらの事実から本件の問題点について検討するに、請求人が２０歳に達する前の昭和○年○月○日にａ病院に受診したことについては、当事者間に争いはないが、請求人は、平成○年○月○日までａ病院で経過観察を受けていたところ、翌○日からは、視力、視野に変化がなかったので受診なくなり、平成○年春頃から視野が狭くなったと感じ、会社から障害者手帳の更新をしたほうがいいと言われて、平成○年○月○日にａ病院に受診するまでの間は、医療機関に受診することなく、本件傷病による視覚障害により仕事上及び生活上の支障は生じていなかったのであるから、当該期間はいわゆる社会的治癒期間と認められるとして、本件傷病の初診日は、請求人が厚生年金保険の被保険者であった同日であると主張する。

しかしながら、請求人は、少なくとも平成○年○月○日には疾病による視覚障害で障害等級５級の障害者手帳の交付を受けており、同月○日からａ病院への通院をしなくなったことについては、担当医師が、本件傷病について症状悪化のおそれのない状態に固定して受診の必要性がないと判断したことによるものであるとは認めるに足りる資料はなく、かえって、本件記録によれば、請求人自らの判断により通院を中止したことが認められる。また、治癒することはなく緩徐に進行する本件傷病の特質に加え、請求人の視覚障害は、平成○年春頃に視野が狭くなったと自覚する程度に悪化しており、請求人は平成○年○月には疾病による視覚障害で障害等級１級の障害者手帳の交付を受けたこと等の事情も併せて考慮すると、請求人が主張する前記対象期間について、臨床的にその症状がなくなったか又は悪化のおそれのない状態に固定して、その傷病について医療（予防的医療

を除く。）を行う必要がないと判断される場合であって、このような状態が相当期間継続し、その間、通常の労務に服するなど健常者に準ずる社会復帰をすることができたときに該当するものとはいえない。これによれば、請求人が主張する前記対象期間の社会的治癒を認めることはできないから、本件傷病の初診日に関する請求人の前記主張には理由がない。

なお、請求人は、公開審理後に提出した書面（令和○年○月○日付け「再審査請求の理由 追加」、同月○日付け「再審査請求の理由 追加２」）において、請求人がａ病院で受けていた経過観察は、昭和○年○月以降においては社会保障制度や生活訓練の必要性が確認できないものであるから「必要な医療」とはいえず、請求人が経過観察中であった昭和○年から平成○年○月までの○年間に於いて社会的治癒の状態にあったものと認められる旨主張する。しかし、社会的治癒の認定は、個々の疾病の特性、臨床経過等に応じて判断すべきであり、本件傷病は、その症状が緩徐に進行するものではあるが、悪化する可能性は常にあるという性質を有するのであり、本件記録によれば、現に請求人についても、その症状が徐々に悪化していった経過を認めることができること、本件傷病のように治療法のない疾病に対してであっても、臨床で、医師において病状の悪化を診ることができれば、その悪化を少しでも遅らせるように、そのときの状態に沿った対症療法を行うことができることに照らして考えれば、請求人が主張する昭和○年○月以降について、本件傷病に対して医療を行う必要がなかったということとはできない。

３ そうすると、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。